

茨城県知事選挙・ 茨城県議会議員補欠選挙

問 牛久市選挙管理委員会(総務課内) ☎内線1011~1013

投票日

9月7日(日) 午前7時~午後8時

投票所

市内24カ所

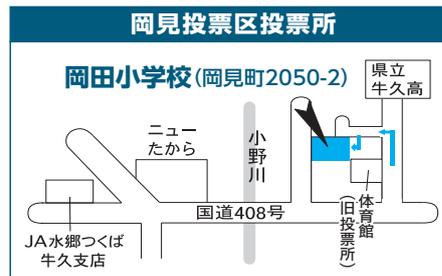
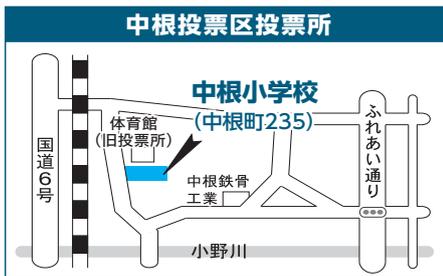
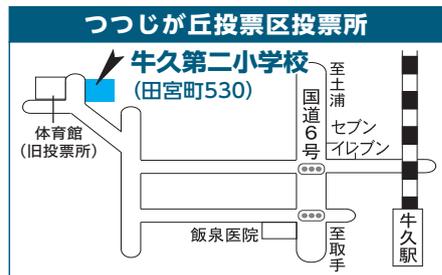
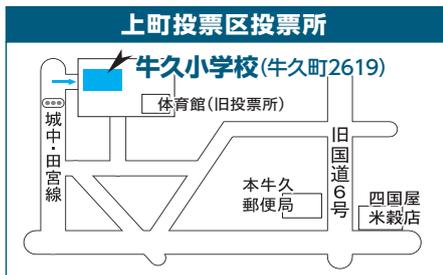
該当の投票所は、投票所入場整理券に記載します。

※地図は広報うしく7月1日号または市ホームページで確認できます。



右記4投票区につきましては、
7月の参議院議員選挙時と同じく、投票場所を変更しております
ので、該当する有権者の方はお間違いないようご注意ください!

「小学校体育館」から
「校舎」に変更



投票できる方

【住所要件】

●茨城県知事選挙(選挙人名簿登録基準日…8月20日)

令和7年5月20日までに牛久市に転入届出をされた方、または住民票を作成された方で、引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されている方

●茨城県議会議員補欠選挙(選挙人名簿登録基準日…8月28日)

令和7年5月28日までに牛久市に転入届出をされた方、または住民票を作成された方で、引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されている方

【年齢要件】…投票日当日18歳以上である方

※茨城県外に転出された方は、上記選挙の選挙権はありません。

投票所入場整理券

入場整理券は郵送します。投票所にお越しの際は、入場整理券のお名前と投票所(施設名)をご確認の上、必ず本人のものをお持ちください。有権者であるにもかかわらず入場整理券が届かない場合は、投票所で入場券の再発行をします。その際、本人確認ができる証明資料(運転免許証等)をお持ちください。



【開票について】

◆日時…9月7日(日)午後9時から ◆場所…牛久運動公園体育館メインアリーナ

※参観者が多い場合は、入場制限をする場合がありますのであらかじめご了承ください。

◆開票速報…市ホームページで行う予定です

【選挙公報について】

新聞折込で配布するほか、市ホームページでの公開および市役所、各生涯学習センター、運動公園体育館等の公共施設の窓口や各投票所、期日前投票所に用意します。また、新聞を購読されていない方には郵送しますので、選挙管理委員会までご連絡ください。

市ホームページ選挙情報



投票所地図や開票速報など詳しい選挙情報は市HPをご確認ください。

牛久市 選挙 🔍 検索

!! ご注意 !!
期日前投票が
できる期間が
異なります!

投票日当日に投票所へお越しになれない方は、下記の方法で投票することができます

期日前投票

【期日前投票期間・時間】

茨城県知事選挙

8月22日(金)～9月6日(土) 午前8時30分～午後8時

茨城県議会議員補欠選挙

8月30日(土)～9月6日(土) 午前8時30分～午後8時



今回行われる2つの選挙では、期日前投票ができる期間が異なります。8月22日(金)～29日(金)までは茨城県議会議員補欠選挙の投票はできませんのでご注意ください。

	8/22 (金)	8/23 (土)	8/24 (日)	8/25 (月)	8/26 (火)	8/27 (水)	8/28 (木)	8/29 (金)	8/30 (土)	8/31 (日)	9/1 (月)	9/2 (火)	9/3 (水)	9/4 (木)	9/5 (金)	9/6 (土)
茨城県知事選挙	← 期日前投票期間(市内投票所4カ所) →															
茨城県議会議員補欠選挙	← 期日前投票はできません →								← 期日前投票期間(市内投票所4カ所) →							

【期日前投票所】市内期日前投票所4カ所

市役所
期日前投票所
(市役所本庁舎4階)

牛久駅前
期日前投票所
(エスカード牛久2階)

ひたち野リフレ
期日前投票所
(リフレビル2階)

奥野
期日前投票所
(奥野生涯学習センター)



期日前投票は、すべての投票区の人が、どの期日前投票所でも投票することができますが、投票日当日は、入場整理券に記載された投票所でしか投票することはできませんのでご注意ください。

施設における不在者投票

選挙期間中、病院や老人ホームなどに入っている方も、その施設が不在者投票の指定施設になっている場合は施設内で投票することができます。お早めに施設の不在者投票担当者の方にご相談ください。

【投票方法】①施設の不在者投票担当者に投票したい旨を伝える→施設の担当者が市の選挙管理委員会へ投票用紙を請求する ②施設内にて投票を行う

郵便による不在者投票

身体障害者福祉法、戦傷病者特別援護法に規定する両下肢や体幹などの不自由な方、所定の要件を満たす要介護の方は、自宅にいたまま郵便により不在者投票ができます。この場合は「郵便投票証明書」が必要となりますので、お早めに選挙管理委員会(市総務課内)へお問い合わせください。

※郵便投票証明書を添付した上で投票用紙を請求することができる期限は、9月3日(水)です。

遠隔地での不在者投票

長期出張などにより、選挙期間中、牛久市外にいる方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会ですべて不在者投票をすることができます。牛久市選挙管理委員会への投票用紙などの請求が必要となるため、多少時間がかかります。早めに手続きをしてください。詳しくはお問い合わせください。

※茨城県外に転出された方は、茨城県知事選挙および茨城県議会議員補欠選挙の選挙権はありません。

身体の不自由な方は、下記のような投票方法もあります

代理投票・点字投票

身体が不自由などの理由により自分で字を書くことができない方は、投票所の係員が代筆しますので、当日係員にお申し出ください。投票の秘密は守られます。安心して投票してください。また、目の不自由な方は点字により投票することができます。